

やま 会報 ぶら



雪の瑠璃光寺



本部研修（武笠 幹先生）



史跡めぐり（広島県立美術館）



本部研修（稲葉一人先生）



史跡めぐり（尾道にて）



CONTENTS



No.89 - 2005

1

新年の挨拶

山口地方法務局	局長	大本 哲	1
山口県土地家屋調査士会	会長	瀬口 潤二	2
(社)山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	下野 洋二	3
山口県土地家屋調査士会	副会長	三好 一敏	4
	副会長	西本 聡士	4
	副会長	浦井 義明	5
境界鑑定委員会	委員長	打越 充浩	6
	岩国支部	河内 正幸	17
支部研修会	岩国支部	大森 正秀	20
	山口支部	平岡 真二	23
	宇部支部	本光 誠也	24
	下関支部	秋里 秀男	25
山口県法律関連士業ネットワーク	広報部長	無敵 良和	26
史跡めぐり	副会長	浦井 義明	27
会員の作るページ			
モンゴルへ行く(後編)	岩国支部	中島 順一	28
国指定史跡「白須たたら遺跡」	萩支部	広石 勝	30
「禁煙ノススメ」	山口支部	和田 祐二	31
禁煙体験記～私の場合～	岩国支部	杉山 浩志	32
事務局だより			
会員異動状況			34
事務局在庫図書			36
会務報告			37

新年を迎えて



山口地方法務局長 **大本 哲**

平成17年の年頭に当たり、山口県土地家屋調査士会会員の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

今、我が国のみならず世界全体が歴史的な転換期を迎え、混迷と閉塞の谷間で先行不透明な状況に在ることから、平成17年という新しい年が果たしてどのような方向に進むのか、誰一人容易に予測し難いのではないかと思います。

ところで、昨年は、一年間を漢字一文字で「災」と表現されたように、正に厳しい「天災」と「人災」の年であり、アテネオリンピックにおける日本人選手の活躍を除き総じて暗く深刻な出来事に明け暮れた年であったように思います。

また、緩やかに持ち直しつつあるとされた我が国の経済も、新年を迎える間際に至って再び減速傾向に転じ、長期累積債務が720兆円を越えた我が国の財政事情と相まって、平成17年は一段と厳しい年になるというのが大方の見方であるように思います。

そのような中で、我が国の社会・経済の基盤を支える役割を担う私共法務局は、日本再生のため政府が推進する社会・経済システム全般にわたる構造改革に関する各種施策に、今、組織を挙げて取り組んでおり、その中核をなす登記事務においては、昨年の第159回通常国会で改正不動産登記法が可決・成立し、同年6月18日に公布されました。これは、明治32年に不動産登記法が制定されて以来、実に105年振りの大改正ということになります。この新しい不動産登記法は、不動産登記制度について、登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図るためインターネットを利用したオンライン申請手続を可能にし、申請手続全般に関する規定を見直すとともに、それらを現代語化する等の改正を行い、不動産登記制度を高度情報化社会にふさわしい制度にしようとするものであります。

本年3月に予定されている新法の施行後は、オンライン申請導入庁として指定を受けた登記所はもとより、指定を受けていない登記所であっても、当事者出頭主義の廃止、登記原因証明情報提供の必須

化、登記官による本人確認制度の導入などの施策が実施され、書面による登記申請手続においても大きな変更が加えられる等、正に画期的な大改正と言えます。

また、法務局に課せられた最重要課題の一つである登記所適正配置及び登記事務のコンピュータ化についても、全国、山口局管内とも、いずれも皆様の御理解と御協力の下に順調に進展しております。この機会をお借りして心より御礼を申し上げます。

昨年、山口局におきましては、地図整備作業の積極的な推進を図るための体制づくりの一環として「表示登記充実強化プロジェクト」の設置、皆さんの御協力を得ての下関市における法17条地図の作製作業、宇部市、下松市、小野田市及び周南市における国土交通省との共同事業である平成地籍整備の基礎調査、国土調査法に基づく地籍調査事業への積極的協力、等に鋭意努めて参りました。

ところで、我が国の社会・経済の私共に対する要請は更に大きく、かつ、よりスピーディな対応を求めるものであることから、平成17年の通常国会には新たな土地境界確定制度の導入を図るための不動産登記法改正法案の提出が予定されております。この制度は、当事者間の紛争解決の場面ばかりでなく、法務局における法17条地図作製作業や地籍調査事業において境界を確定させる必要がある場合等、様々な場面で活用されることが想定されており、我が国の不動産登記制度の将来を左右すると言っても過言ではありません。

いずれにしましても、平成17年は、これらの制度改正をベースに不動産登記制度が国民の皆様の支持・信頼をより大きく、確実なものに出来るか、正に正念場の年と言えます。それだけに、皆様には一層暖かい御支援と御協力をいただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

今年は酉年。この一年が、山口県土地家屋調査士会と会員の皆様の大きな飛躍の年となりますことを心より祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

年頭にあたり...新不動産登記法が期待するもの

山口県土地家屋調査士会 会長 **瀬口潤二**



昨年の自然災害は、明るさが見えてきた景気に水を差しました。特に、新潟中越地震の報道を見るに付け、多くの困難を乗り越え、人々の懸命に生きようとする力強さに逆にはげまされました。

こういった予期せぬ出来事と平行し、構造改革という掛け声は、具体的に私たちの身近に、姿を見せ始めています。

言うまでもなく、昨年春に制定された新不動産登記法は、本年3月7日に施行されます。

オンラインの対応や司法制度改革で議論された事項が盛り込まれ、21世紀にふさわしい登記手続きができる内容が盛り込まれたものであると思います。

少なくとも、この新不動産登記法とこれを具体的に実施する政省令や準則の制定に当たっては、連合会をはじめとした土地家屋調査士が主体的に関わり、国民にとって便利で、使いやすいものとして改正されたものです。

しかし、これを実際に運用するのは、私たち土地家屋調査士と登記官です。この両者が、ますます連携し、不都合な部分は、その都度見直し、世の中の流れに沿って改善するよう附帯決議されている法律でもあります。

今後まだまだ、IT技術が進化し、システムも変化していきます。また、司法制度改革の側面ももつ新しい土地境界確定制度と社会貢献として私たちに突きつけられた「裁判外紛争解決制度」の創設といった活動も始まり

ます。

こういった活動は、直接日々の生活の糧に繋がらないだけに、会員の一人一人にとっては、見えにくい課題ですし、執行部役員にとって、これを会員の結集軸とするにはとても困難な活動だと覚悟しております。

昨年、執行部が準備した2回の講演会形式の研修会と境界鑑定委員会による5回のグループ研修会、あるいは、公嘱協会の各支部におけるGPS測量作業は、全国の調査士に少なからず影響を及ぼしていますし、山口県土地家屋調査士会会員各位の能力の高さを他の業界や諸官庁にも評価されています。

ADR、平成の地籍整備、オンライン申請と3つの流れを注視してきましたが、それぞれ動いています。われわれの専門技能が活かされるよう懸命な努力をそれぞれが、できることから手をつけていかななくてはなりません。

本年もまた、引き続き若い役員の皆様と若い会員との積極的な会運営を求めます。

古い殻を脱ぎ捨てて、社会から求められる活動の積み重ねを続けることが、われわれ土地家屋調査士の評価を高め、われわれの活用範囲を拡大していくことだと信じて山口会の舵取りをしていく所存です。

最後に、皆様のご健康とご多幸を祈念し年頭のご挨拶にいたします。

平成17年正月

新年の挨拶

社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 **下野洋二**



新年あけましておめでとうございます。昨年は、協会の業務・活動に貴会の格別なご指導、ご鞭撻を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、長引く不況のためか構造改革に伴う行財政改革が、一段と浸透し、公共事業の抑制、競争入札制度の導入等により、公益法人である我が協会にも多大な影響を与えているところであります。このような状況を考えると、私個人としては、協会が、公共事業に伴う迅速な用地の取得という社会的役割が、終わったのかと自問することもあります。多くの官公署の方々からの登記実務の協力要請や感謝の言葉を聞くにつけ、社員の協会に対する熱い思いを感じる時、その業務を通して地域社会に貢献するという公嘱協会の存続意義を一から問い直していかなければと、考えております。

協会としても、国、地方公共団体の行う構造改革、行財政改革に反対する気はありませんが、私どもの関係団体の要望や主張を取り入れたもっと有効性、効率性のある改革があるのではないかと考えているところです。

協会も改革抜きには、生き残れないと思っております。昨年の総会で自分の身を切る思いで改革第一弾を提案させて頂きました。この改革案には、多数の反対意見がありました。反対意見には、自分の気づかなかったことや、なるほどということもありましたが、大方のご理解を得て、この改革案は承認されたところです。今から振り返ると、私の勉強

不足や説明不足が多々あり、大いに反省しているところです。

今年は、協会を取り巻く環境が、さらに厳しくなることが予想されます。具体的には、官公署等からの受託事業量の減少や官公署等の競争入札制度の導入等があります。これに対応するためには、私は、足腰の強い協会に作りなおさなければならないと思っております。協会の改革は、現執行部だけでできる事ではありません。貴会や、社員の皆様の当面する諸課題に対しての意見、要望を提案して戴くことが肝要と考えております。それを基に改革案を作成し、全社員が一丸となって改革目標に向かって前進しなければなりません。次期総会においても、改革第2弾を提案したいと思っておりますので、皆様の意見、要望等をご提案していただければ幸甚に存じます。

今年が、皆様方にとりまして、希望に満ちた輝かしい年であることを心から祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

新年の挨拶

新年あけましておめでとうございます。

景気は緩やかな回復傾向から又足踏み状態に入ったとか。我が土地家屋調査士の業界の景気は足踏みどころかさらにさらに下降を続けているとみるのは、私だけであろうか。

緩やかではあるが、確実に変化をしているのが調査士を取り巻く周辺の事情である。測地成果2000を使った公共座標測量成果に基づく地積測量図の作成は当然のこととなり、地図整備作業へデータの受け渡しが可能とな

山口県土地家屋調査士会

副会長 **三好一敏**

地が出来はじめている。インターネットによる閲覧はすでに始まっており、オンライン登記申請は目前にせまっている。世界の電子国家を目指す国の施策が着々と歩を進めている。

暮れに発表された今年の漢字は『災』であった。台風、地震災害が多くの人々の記憶に残った1年でもあったからであろう。今年是非『災い転じて福となす』年であって欲しいと願っている。



新年の挨拶

あけましておめでとうございます。

本年が我々土地家屋調査士に取りまして、昨年に増してよりよい年になることを期待し、祈念いたします。

さて、最近の連合会会報をのぞいて見ますと、土地家屋調査士の受験者数が、1万人を大幅に切る年が続いているようです。昨年の受験者数はなんと8千人台、私が受験をしたかれこれ30年前は2万人いたような気がします。人気のないマイナーな資格になりつつある現実、隣接資格である司法書士の受験者数増加に比べてなんと寂しい限りと言ひようがありません。

先日お隣広島会の会員の方と話をする機会があり、その中でいま我々が忘れてしまっているのは「土(もののふ)の心」ではないかという議論をしました。土地家屋調査士は法律家か、測量を通じた法律家ではないのか、以前外国に視察旅行に出かけたとき、職業を聞かれて少しはにかみ気味に「survey

山口県土地家屋調査士会

副会長 **西本聡士**

lawyer」と応えた自分を最近忘れてしまっているような気がしてなりません。「ADR」に「境界鑑定」、法律家である我々土地家屋調査士に与えられた使命はまだあります。前述した連合会会報の文章を引用して新年のご挨拶に代えたいと思います。

「組織においてなすべきことは、長たるものが、精一杯その責務に努める。260余名の同職は、最低でも自らの置かれている現状をしっかりと把握すべきだ。」

「役職にあるものは直接組織のバランスの調整に全力であたり、個々の同職は“指示待ち人間”ではなく、指向性を語り合う仲間となろうではないか！」

「現状から変化するためには、一番のよき理解者である同胞同士の対話から始めれば、これほどわかりよいものはない」・・・。

本年もよろしく申し上げます。



新年の挨拶

山口県土地家屋調査士会

副会長 **浦井義明**



新年あけましておめでとうございます
江戸時代の末期までは、ある人間が生まれた時と死ぬ時の、風俗、習慣、生活スタイルにほとんど違いがなかったそうです。現代は、人間が生まれた時と死ぬときの状況は、江戸時代までのそれと比較すると600年分くらいに相当するそうです。

「変革の年」、「激動の時代」云々は使い古された言葉です。我々土地家屋調査士を取り巻く業務形態をながめると、単年度単位では差異を見いだすのは困難です。

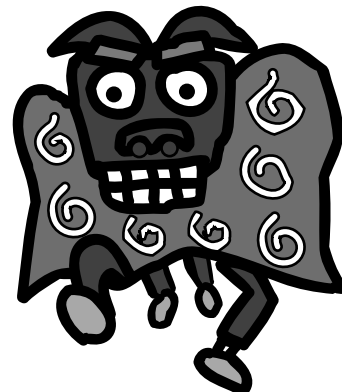
しかし、ここ数年はまさに変革の年という言葉が妥当する時代でもありました。土地家屋調査士法の改正、ADRの全国展開、不動産登記法の改正、測量法の改正と我々を取り巻く環境は大きく変化しました。

市民革命や封建制を力で崩壊させた歴史を持つ欧米の市民の法に対する意識は法は「自分の権利行使のため」「正義のための武器」です。しかしその反面には法を遵守し、市民としての義務を全うしなければならない意志を感じます。

スピード違反のねずみ取りに引っかかり「運が悪かった」とは思うが反省はしない人。10数キロはオーバーすることを前提にして作成される制限速度。どうも市民革命を経していない日本社会の法意識は「お上の命令」であり「何とか法の適用を避けよう」「法はあくまで建前」なのだという傾向にあるように思われます。

また行政指導の名のものの先例、通達が法そのものを通り越している傾向もあります。行政権力の肥大化です。昨今の新聞紙上を賑わせている順法精神に欠如した企業の不祥事は、法と運用の乖離した当然の結果に思われます。

報酬規定の撤廃入札制度の導入調査士業務の商品化が着々と押し寄せてきています。これからの時代、存在意義そのものが問われる土地家屋調査士会は「法」を武器として、社会正義実現のために、組織内においても、対外的にも弛まぬ研鑽をしていかなければならないと思います。力強い調査士会を作り上げるよう努力します。以上をもちまして年頭の挨拶に代えます。



境界鑑定委員会

連合会「境界鑑定指導者養成講座」の受講報告及び 当、山口会の境界鑑定連続研修について

境界鑑定委員会 委員長 打越充浩

まず「指導者養成講座」の報告です。

去る平成16年9月18日(土)から20日(月)の祝日までの3日間、東京の中野区にある「セミナープラザ東中野」に私と、林 弘境界鑑定委員が受講しました。

連合会が行う境界鑑定講座にはH5から山口会としてすでに20名近い方が受講されています。

昨年度は林 弘境界鑑定委員が受講され、昨年「伝達研修」も行いました。

西本連合会会長のお話しでは後で述べます「行政型ADR」である、法務局において境界確定登記官制度が創設されます。この境界確定登記官に「意見を提出する」境界確定委員会(仮称)とゆうセクションができ、この委員会をリードできるのは我々、土地家屋調査士以外になく、今後、全国で1,000人程度に「境界鑑定講座」を受講させると言っていました。

本年度からクラス分けをし、初めて受講する者をBグループとし、昨年受講した人がさらに上段を目指すAグループ、又、昨年度受講した人より特別に選任されたBグループの講師役として特A(8名)の三段階に分かれAB各50名の計100名が受講しました。

山口会としましては私がBグループ、林 弘委員が昨年に続くAグループをそれぞれ受講しました。今後、林 弘委員が特Aにと進んで行くものと思われます。西本連合会会長

発言の趣旨は、阪神大震災での教訓としてADRには女性特有のきめこまやかな対応が必要であり、今後女性を意識的に参加させたいとのことでした。ちなみに今回、全国より厳選された6名の女性がBグループを受講されました。

研修内容をお話ししますと

第1日目は午後からの開講となり、西本連合会会長の基調講義

専門的知見と土地家屋調査士(環境と自覚)とのタイトルで

改正不動産登記法等、政府の規制改革の元「新たな地図作り」「ADR等」土地家屋調査士が今後、不動産の表題部だけでなく隣接法律職としての力量を問われていると話されていました。又、オンライン申請に伴い「調査書」に対するウエイトが高くなるので連合会の中に調査委員会を設置したとも話されていました。オンライン申請になっても添付書面は、郵送か持参になるそうです。

「不動産登記法案に対する附帯決議」が衆・参法務委員会で採択されています。内容を少し見ますと

衆議院法務委員会

「政府は、本法の施行に当り、次の事項について特段の配慮をすべきである。」

- 二、本法の施行に必要な政省令の制定及び施行に当たっては、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、不動産の登記手続に関するこれまでの実務慣行を尊重し、本法の立法趣旨と適合するよう十分に配慮すること。
- 五、不動産の表示に関する登記申請については、利便性の向上と国民の負担軽減のため、資格者代理人が適切かつ効率的に活動できるよう、十分に配慮すること。
- 六、電子化による登記情報と地図情報の効果的な連帯を実施するため、登記所備付地図等の一層の整備促進を図るとともに、十分な人的物的整備に努めること。

参議院法務委員会での附帯決議で

- 二、本法の施行に必要な政省令の制定に当たっては、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、その専門的知見を十分活用し、本法の立法趣旨と適合するよう配慮すること。
- 四、登記手続の適正かつ円滑な実施に資するため、オンライン申請においても、無資格者が業として行う登記申請行為を調査するための適切な措置を講ずること。
- 七、登記所備付地図等の一層の整備促進を図り、そのための十分な人的物的整備に努めるとともに、それを利用する者にとってより利便性の高いものとするため、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、その在り方について検討すること。
- 八、表示に関する登記申請における添付書面及び事実関係を疎明する書面等の取扱いについては、登記官による審査の迅速性を確保し、国民の負担を軽減するため、資格者代理人の制度の活用を図ること。

したがって新法を適切に運用する為に土地家屋調査士（専門資格者）は政省令の制定に関して積極的な提言を行う事が求められています。

申すまでも無く、この附帯決議に関しては、連合会政治連盟の活躍があったことによる成果だと思えます。

本年8月4日に、日本測量協会が発起人となって「測量系CPD協議会」なるものの設立総会が開催されたそうです。このCPDというのは「共通評価」と言って関連する業種において「一定の評価基準を与える」ことによりレベルアップを目指すことのようにです。この設立メンバーに土地家屋調査士会連合会が正式に参画し、今後協議を重ねる事により土地家屋調査士の地位が確立されることを望みます。以上、西本連合会会長の講義がありました。

続いて

「境界紛争と裁判実務」と題する講演が

東京地方裁判所 判事 須藤典明様よりありました。

須藤判事は25年の実務を踏まえ、本音の話をしていただきました。

境界確定訴訟で利用価値の高い現況図面とは
ア．基点やポイントが明確なもので

とにかく、一般の人が判る図面にして欲しいそうです。

基点として、建物の角、鋸、又、公共座標もだめで、道路の主要物とか誰もがわかる永久物を基準点として表して欲しいそうです。

イ．歴史的図面との一致度が高いものとして
分間図と100%合うものはかえって不

自然であるし、まして土地家屋調査士は過去の地積測量図を引用し過ぎであるとの指摘がありました。

ウ．歴史的図面との不一致が矛盾無く説明できるもの

一般的に土地家屋調査士が作成する鑑定書は、歴史的文献ばかりを羅列したのものになっているそうです。

相違点を適格的に述べ、矛盾点の整理をきっちりした鑑定書を目指して欲しいとの要望がありました。

一般の人が理解できるようにやさしい文章での説明が必要で、特に専門用語は避けて欲しいとのお話でした。

須藤判事の講演後、先ほど説明した各グループでの研修になりました。

私はBグループで昨年、林 弘委員が山口会で行った伝達研修の内容を受講することになり、昨年の林 弘委員の説明を本気で聞いていなかったもので、一からの勉強となりました。

1日目からレポートの提出を求められ、夕方の懇親会、中プロでの情報交換と強くないお酒が入りレポートを翌朝、酒が残った状態で書いたため、支離滅裂で自分の能力の無さを思い知らされました。

2日目は、早朝より夕方までの集中した講義でクタクタになったところ、又次のレポートを要求されるし、3日目にはブロックごとに発表を求められた例題を協議するため深夜まで討論しました、あるブロックは朝方の3時まで討論をしていたと聞きました。この例題は、A、B両グループが同じ問題を論議し、翌日各グループでブロックの代表者が一人発

表するものです、じゃんけんで勝ち、発表をしなくて良くなりほっとして寝ました。

総論でいいますと、連合会は必ず伝達研修をして下さいと言っていましたが、山口会としては昨年、林 弘委員が行っており、又現在、境界鑑定委員会で連続研修を行っているので、今回は、開催が微妙で、昨年の林 弘委員ほどプレッシャーはありませんでしたが、なにせ3日間、缶詰状態での勉強は学生以来で本当にヘトヘトになって帰ったという印象です。

今後、会員18人に一人が受講するように成ると思いますので、その時は皆さん頑張ってくださいと思います。

「新たな土地境界確定制度の創設について」私ができる範囲でお話しします。

「行政型のADR」です。ADRと境界鑑定との相違は河内委員が「会報やまぐち」に掲載したように、境界鑑定の延長がADRで無く、紛争の解決をするのがADRで、その解決のため境界鑑定が必要と言う考え方です。

法務局として境界問題の専門家が主体的に関与して行う境界確定手続きとして「新たな境界確定制度」が出てきたものです。

平成15年の都市再生特別措置法により「民活と各省連帯による地籍整備の推進」の中で法務局が境界の確定に関与して行くことが正式に決定し、すでに実作業も発注していると聞いています。その中で出てきたのが「境界確定登記官」です。現行の表示登記専門官の上段と位置付けられています。

この境界確定登記官に意見を提出する組織が境界確定委員会（仮称）です。

境界確定委員会（仮称）の構成及び調査
境界確定登記官が境界確定を行うため

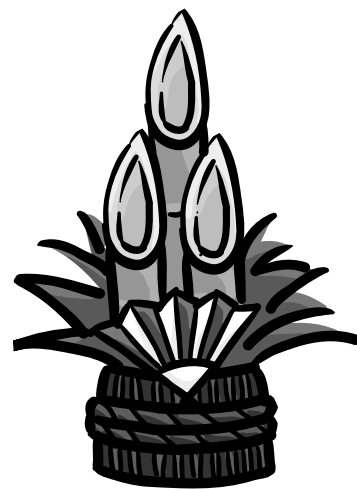
に、法務局又は地方法務局に境界確定委員会（仮称）を設置し、委員が有する専門的な知見及び経験を活用する。境界確定委員会は、境界確定登記官の求めに応じ、自ら又は調査官を用いて必要な調査を行い、その結果を境界確定登記官に報告することを任務とする。法務局又は地方法務局の長は、あらかじめ土地の境界の確認等につき専門的な知見及び経験を有する者（弁護士、土地家屋調査士等）を登録した委員名簿を作成し、境界確定手続ごとに当該名簿の中から委員を指定し、当該境界確定手続を担当させることとする。

と言うようにこの境界確定委員会をリードできるのは我々土地家屋調査士以外にはいないのです。このことにより連合会が前段で述べた1,000人の境界鑑定員ということが出てきていると考えます。

山口会と致しましては本年度260名、7支部の会員が筆界について共通の認識（連合会が言う地域の慣習）ができるようにと、全6回の連続研修会を通じて整理し、次年度から有料で更なる上段（この講師は先ほど述べました平成5年からの連合会研修の受講生でと、考えています）の専門的知識を深めていただく基本構想で企画致しました。例題の出し方、境界鑑定委員会の準備不足、努力不足により討論が実務論になり残念な部分もあります。この連続研修会、本日で4回目になり37人の会員が皆勤賞です。当境界鑑定委員会といたしましては6回全部を受講された方に対し受講「終了証書」を発行する予定です。又、最終回ではレポートの提出も考えています。会員の一部からは委員会は「研修はする

が答えを出さない」のでなっていないと、お叱りを、たくさん頂いておりますが討論のデータをとりまとめているのでもう少しお待ち下さい。山口会の中にも筆界に対する温度差があると考えていますので整理し、一定方向の基準を作りたいと努力していますが、力不足は認めます。今後の研修会に積極的に参加していただけたら幸せに思います。

最後に、境界鑑定連続研修第4回の例題、一見簡単そうに見えますが、基準としては奥が深いと考え作成致しましたので考えて見て下さい。



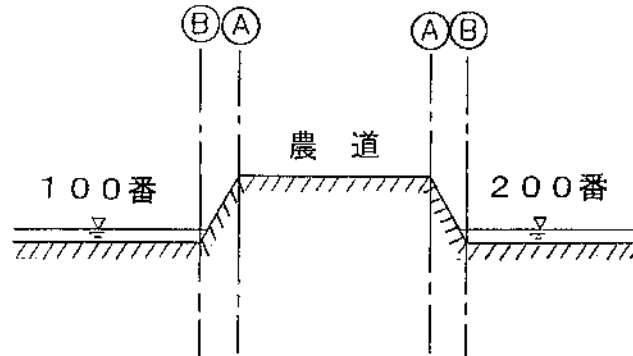
境界鑑定連続研修第4回

里道・水路・畦畔についての考察事例

(明治、地租改正時の公図を基本として)

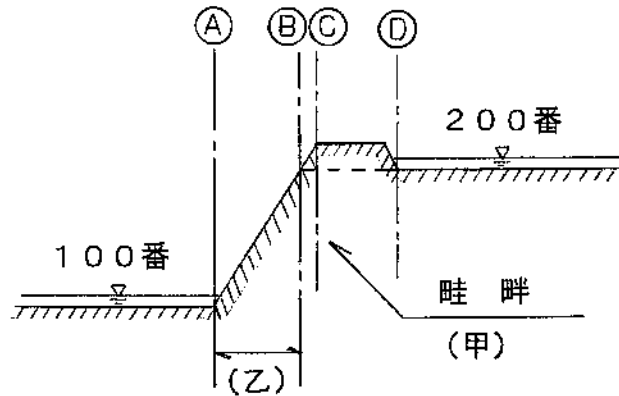
※ 事例中、道水路としている部分の幅員は
公図と概ね符合するものとする。

事例 1



説明 土地の筆界は田面（地盤）を基準とする。
 質問 農道と田との筆界は (A), (B) どちらが一般的ですか？

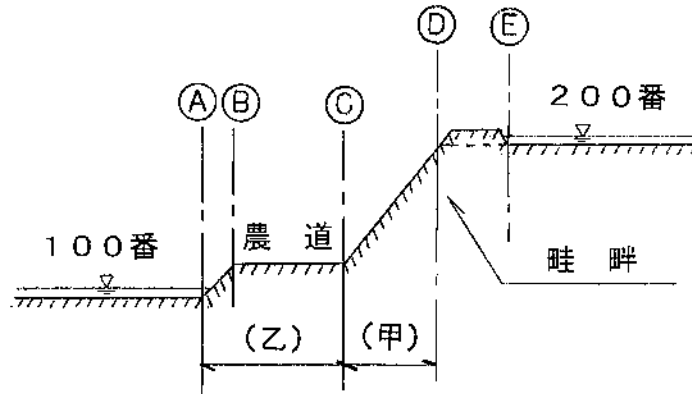
事例 2



説明 土地の筆界は田面（地盤）を基準とする。
 質問

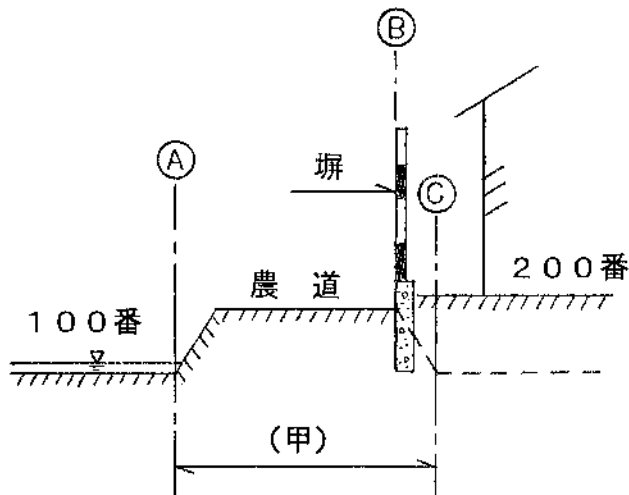
1. 畦畔 (甲) は (A) - (D), (B) - (D), (C) - (D) のどちらが一般的ですか？
2. (乙) 部分が土地台帳時代に外畦畔として記載されている場合、一般的な筆界 (100 番、200 番) はどこですか？
3. (乙) 部分が土地台帳時代に内畦畔として記載されている場合、一般的な筆界 (100 番、200 番) はどこですか？
4. (A) - (B) が実線で (乙) 部分の地番がない (色の着色もない) 場合の所有者は誰ですか？

事例 3



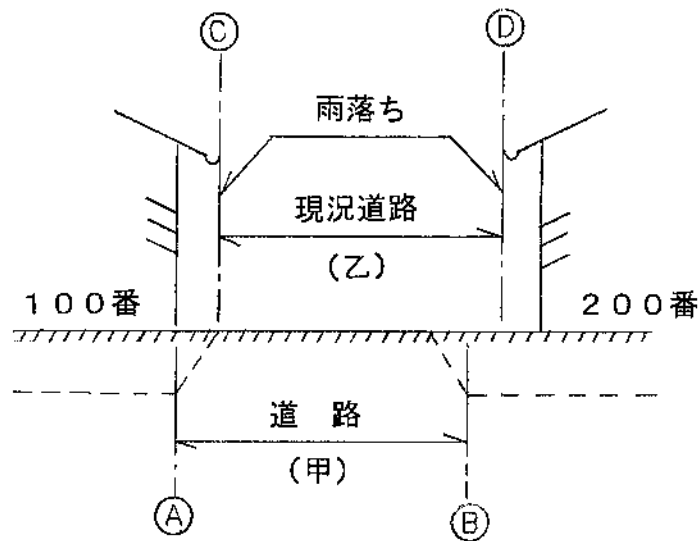
- 説明 土地の筆界は田面（地盤）を基準とする。
 （甲）部分は土地台帳に外畦畔として処理している地方がある。
- 質問 1. 100番の筆界は○ですか？
 2. 農道の筆界は○-○間が一般的ですか？
 3. （甲）部分の畦畔は 番に帰属しますか？

事例 4



- 説明 農道隣接地を埋立て宅地として道路法面を利用して工作物（塀等）を築造している例。
- 質問 農道の筆界は ○-○ が一般的ですか？

事例 5



説明 道路を隔てた相隣間の力関係あるいは建築時期の差によって道路位置が変更されている。

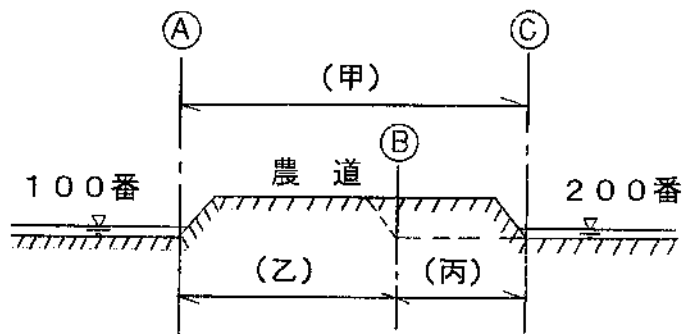
(A)-(B) は土地台帳附属地図に図示されている道路(甲)の位置。

(C)-(D) は変更された現況の道路位置(乙)

質問 (A)-(C) は 〇 に属しますか？

(B)-(D) は 〇 の一部である。

事例 6



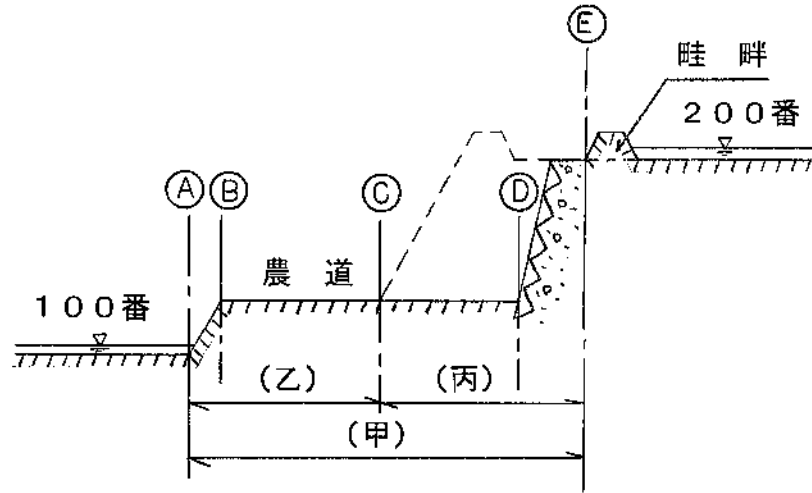
説明 改良工事が行われた農道。

(乙) 部分は旧農道で幅員は3尺(0.9~1.0m)以上、6尺(1.8~2.0m)以上、9尺(2.7~3.0m)以上のいずれかである。

質問 1. (丙) 部分は土地改良法による改良事業により拡幅された場合の筆界は 〇 である。

2. 別件一般公共事業により拡幅された農道で隣接土地所有者が寄付し、登記未了の場合の筆界は 〇 である。

事例 7



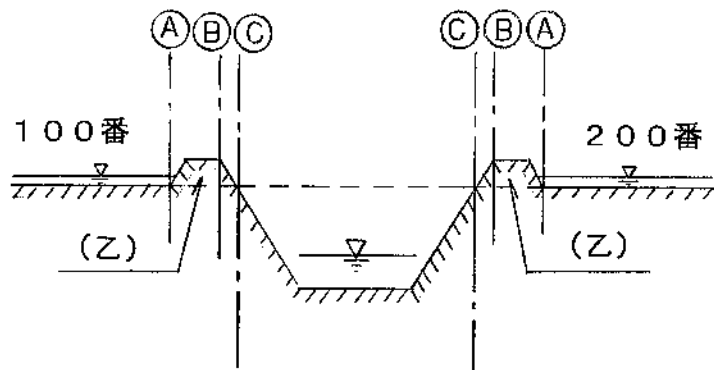
説明 (丙) 部分は改良工事により拡幅された道路であるが、登記はされていない。

(B) - (D) は道路幅員である。

(A) - (E) は道路敷幅で (甲) 部分である。

質問 1. 100 番の筆界は ○ であり、200 番の筆界は ○ である。

事例 8

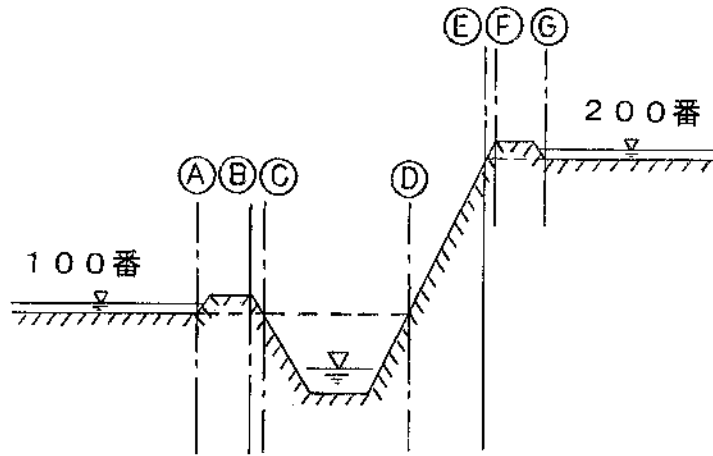


質問 1. 平坦地の基本的な水路であり水路敷と田との筆界は ○ が一般的である。

2. 水路敷は ○ - ○ 部分である。

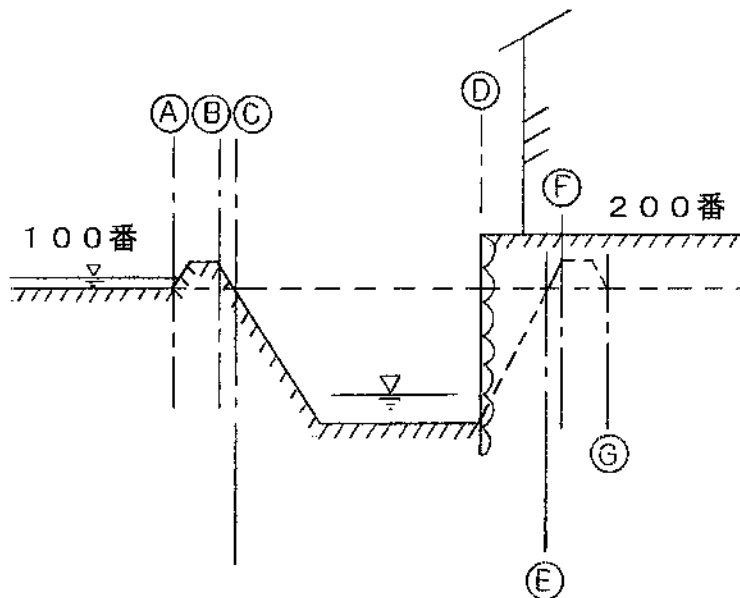
3. (乙) 部分は 〇 に帰属する。

事例 9



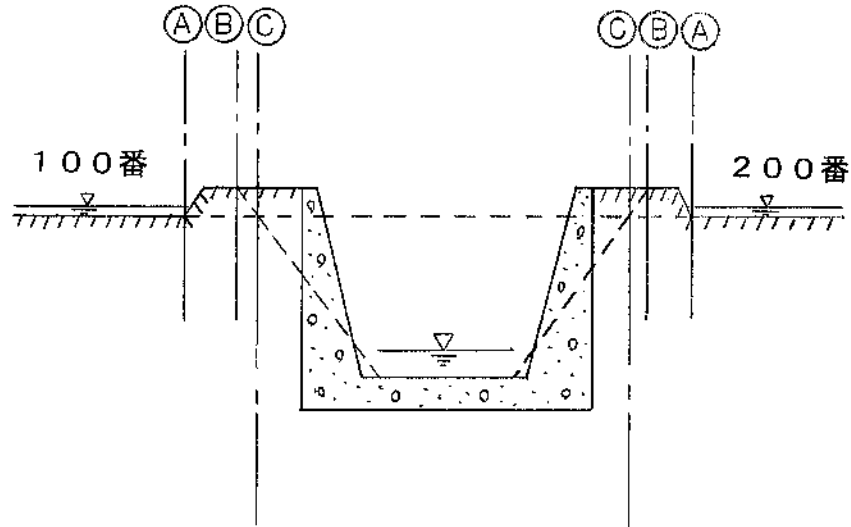
- 説明 土地の筆界は田面（地盤）を基準とする。
- 質問 1. 200番の筆界は ○ であるのが一般的である。
2. 水路の筆界は ○—○ であるのが一般的である。

事例 10



- 説明 水路に沿った田を埋め立てた宅地である。
- 質問 水路敷との筆界は ○—○ である。

事例 11



説明 構造物に改良された水路である。
 質問 水路敷の筆界は ○—○ が一般的である。

- 6 -

解 答

- 事例 .1 B
- 事例 .2 質問 .1 A - D
 質問 2 A
 質問 3 A
 質問 4 国
- 事例 .3 質問 .1 A
 質問 2 A - C
 質問 3 200番
- 事例 .4 A - C
- 事例 .5 A - C は道路(甲)に属す。
 B - D は200番の一部である。
- 事例 .6 質問 .1 C
 質問 2 B
- 事例 .7 100番の筆界 A、
 200番の筆界は C
- 事例 .8 質問 .1 A
 質問 2 A - A
 質問 3 水路に帰属する。
- 事例 .9 質問 .1 E
 質問 2 A - E
- 事例 .10 A - G
- 事例 .11 A - A

いかがでしたか？断面だけなので判断しにくい部分もありますが本来の鑑定では公図、関連資料その他のすべてを判断しての位置決定になります。

今回の研修でも一部地域差が出ましたが一定の基準を提示することができました。研修では、外畦畔・内畦畔も勉強しました、あなたは、鑑定文書として明確に説明できますか？面積論になった時、登記簿面積の説明が必要です。すぐには必要無いかも知れませんが今後の研修で差が出てきます。参加をお願いします。

境界鑑定委員会

レビン小林久子調停トレーニング体験談

境界鑑定委員 岩国支部 河内正幸

今年の4月に境界鑑定委員になって初めてレビン小林久子の名前を耳にした。それまではレビン小林久子がどのような人物か知る由もなかった。それがこの11月にはレビン小林久子先生の公開セミナーを受講することになるのだから自分としても驚きである。

当初、境界鑑定委員から二名参加することになっていたのが結構心強いものがあったが申込みのちょっとした時間のズレで私だけが行くことになる。それだけ人気のセミナーということだろう。

別紙の予定表にもあるが、11月5日の朝一番の新幹線でセミナー会場でもある九州大学を目指し岩国を出発する。博多で降りて鹿児島本線に乗り換え二つ目の駅である箱崎駅で降りる。歩いて5分くらいで九州大学に着く。

大学の正門を説明しがたい不思議な気持ちでぐくり、2～3分でセミナー会場である21世紀交流プラザに着く。会場は2階であったがすでに10数名の参加者が座っており緊張の一步を踏み出す。

各自の自己紹介から始まる。北海道、大阪、宮崎、鹿児島、それに元福岡と私の山口など全国から集まってきており司法書士、行政書士、裁判官、調停委員、労務事務関係者、医療事務関係者など職種についても多種にわたっている。30名弱の参加者であるが、その中には2回目の受講者も結構いる。

それはセミナーを受講していくうちにひしひしと感じてくることだが調停委員として調停のあり方進め方、あるいはADRにおける調停人としてのあり方進め方などレビン小林久子先生の考え方に共鳴してそのスキルを取得しようと集まった人たちである。

自己紹介の後早速講義に入る。一人一人に質問を投げかけながら、またスキルの練習をしながらの講義であるので眠っているような状況ではない。私が最初にガツンとやられたのは講義が始まって15分たったの頃だろうか「『融合的解決をする』とはどのようなことだと思いますか。」の質問に対して「お互いが妥協点を見つけて納得することだと思います。」と答えた。即座に「それは良い方法ではあり





ません。妥協や説得は再発の恐れがあります。本当の解決ではありません。」たしかに境界立会でやっと決まったと思ったのに、その日の夜あるいは次の日の朝に「どうも納得いかなのじゃが。」と電話が入る。あれだけ説明したのにと思うのだが考えてみれば決して良い解決方法ではなかったということだ。

『アクティブ・リスニング(傾聴)』とにかくしっかり聞くこと、心を傾けて聞くこと、積極的に聞くことの大切さをまずここで学ぶ。

初日の夜には懇親会があり、参加者同士の交流を図る。和気藹々の中にも参加者の熱い思いが伝わってくる。

講義が進むにつれて、パラフレーズ、リフレーミング、サマライズ、イシュー、ポジション、ニーズ、ウィン・ウィンなどの調停用語が次々に飛び出してくる。それに加えてロール・プレイがある。

ロール・プレイとは「役割を演じる」ことであるが、三人一組になりそれぞれが調停人、申立人、相手役を演じながら調停を進めていく練習である。

私は二日目に申立人を、三日目に調停人をやったのだがこれが結構難しい。よく考えた例題で二日目の申立人の役のときはやっているうちに本気で腹が立ってきた。同様であるが三日目の調停人の役の時は一時間たっても



まとまらない。恥もすっかりかいたが、背中にもしっかりと汗をかいた。

三日間のセミナーを終えて、長かったような、あっという間に終わったようなどちらともいえない気分である。参加する前は伝達講師をすると意気込んでいたがとんでもない話で、セミナーの雰囲気伝えるのが精一杯のところだ。

このような体験談の内容からするととんでもないセミナーのように思えるがレビン小林久子先生の気さくで明るいユーモアを交えた講義の進行で緊張の中にも笑いの絶えないセミナーであった。

参加者の中には次のセミナーにも参加しようとして次回の話をする者もいたが私は国家試験を終えた後のような放心状態である。次回のことを考えるには今しばらく時間がかかりそうだ。



九州大学大学院法学研究院附属紛争管理研究センター主催
 社会人向け紛争管理と調停トレーニング
 講義スケジュール

日時： 平成16年11月5、6、7日、 9時半 - 17時
 場所： 九大理系キャンパス、21世紀交流プラザ、2階
 講師： レビン小林久子

講義内容：

11月5日

午前 自己紹介

理論の説明

- 1．米国のADRと調停について
- 2．紛争管理の中心理論
 - a．交換理論
 - b．協調と競争の理論
 - c．関係理論

午後 理論 + スキル練習

- 1．紛争を知る
 - a．紛争の種類と当事者
 - b．紛争の要素 - 相互依存とパワーについて
 - c．紛争の要因
- 2．話し方の技法
 - a．相づちの打ち方
 - b．パラフレイジング
 - c．リフレイミング

11月6日

午前 1．話し方の技法（続）
 a．要約

- 2．調停用語
 - a．イシュー、ニーズ、ポジション
 - b．ウィン・ウィン・リゾリューション

午後 1．話し合いの流れ
 a．プレーンストーミング
 b．初めの言葉と終わりの言葉

2．ロール・プレイ

11月7日

午前 1．良い解決について
 2．和解の障害物
 a．意識の違い
 b．正義感について
 c．怒りについて

午後 1．合意書の書き方
 2．ロール・プレイ
 3．質疑応答

1. 日時 平成16年11月13日(土) 14時～17時
2. 場所 玖珂郡由宇町深山 山口県ふれあいパーク
3. テーマ レビン小林久子の九州大学公開セミナー
「紛争管理と調停トレーニング」に参加しての報告
講師 河内正幸境界鑑定委員
本会比例会費と互助会について
財務部長 杉山浩志

平成16年11月5、6、7日に福岡県福岡市で行われたレビン小林久子の九州大学公開セミナーに岩国支部の河内境界鑑定委員が参加され、急ぎ講師として支部研修を行っていただきました。

3日間の講義を3時間足らずで行ってもらうことや、駆け足で皆に伝達する難しさは、講師には大変迷惑なことだったでしょう。著書「調停への誘い」(日本加除出版)による説明で

- (1) 調停理論と紛争間の解決
なぜ新しい解決方法が必要なのか、その社会的背景、開発された理論について
- (2) スキル(技術、技能)の説明
その理論とスキルがどのように絡み合うのか
- (3) スキルの練習とロールプレイ
頭で理解した事柄の実践的練習を試みるものである。
以上についてセミナーでは行われたようであるが、時間の関係で我が岩国支部研修ではそのエッセンスとして次のことについて説明があった。
 - (1) 調停の目的
 - a エンパワーすること
調停の目的は和解であるが、和解に到達するプロセスも目的の一つである。当事者同士がお互いの不満を伝え合うために持つ話し合



いであり、相手を傷つけることなく、心のうっぴんを伝える機会を提供します。調停の第1の目標は当事者の自覚を促すことである。それを調停用語では当事者をエンパワーするといえます。

b 当事者同士が違いを認識する

他人に自分の希望を受け入れて欲しいとき、何を受け入れて欲しいのかでなく、何故受け入れて欲しいのか、という説明から始めなければなりません。現実には何故の部分です。すっきり省き何だけを突きつける人が多いのです。

調停の話し合いとは、実はその飛び越えられた何故を伝えるための作業なのです。その作業とは、さらに言い換えると、お互いの見解の違いを認めあうことに他なりません。

c 当事者間に信頼を生む

調停の合意とは、以上のようなプロセスを

経ていないと、当事者が何故それがいい解決なのか理解できず、守られる可能性は減少します。少々不備と思える解決策でも、本人同士が納得して作り上げたものなら、不思議と守られます。何故ならその和解の背後には、努力してそこまで到達したという事実に基づく自信と、一緒にそこまで進んだ相手に対する信頼感があるからです。

(2) 調停者の心構えと役割

調停の主旨は、最初から最後まで当事者同志、調停者はその補佐役に過ぎないという認識が調停者の心構えと言えます。調停者のできる役割は、当事者が不満を吐露しやすい環境をつくること、それによって話し合いがスムーズに進むように手伝えることだけなのです。

(3) 指導型調停とアドバイス

何故指導型調停は進められないのかというと、

a 違いの認識と相互理解の欠如

「違いの認識と相互理解」は和解の必要前提条件であり、指導型調停とはその条件を満たさないまま、和解にジャンプすることである。

b 専門知識の欠如

指導型調停を行うとすると、今度はそれをするために調停者はどのような専門知識と資格を有しているか、という疑問が生まれてきます。アドバイスを出すために充分ではない筈です。

c 中立を失う

指導を与えた前と後では、必ず話し合いの雰囲気が変わります。調停者と当事者だけでなく、当事者間の関係も影響を受け、悪くすると中立を失うばかりか、当事者間の対立を強めるという弊害も起こります。

以上の理由から指導型調停は勧められませんが、現実には「ああしろ、こうしろ」と指示され、アドバイスを期待しています。

また指導を与えない調停は時間が0かかりすぎという嫌いがあります。調停者が個々の問題や疑問について、的確な意見を述べるこ

とは話し合いを促進し、調停の意義を深めより良い解決案を生み出せるという利点があります。「こうして下さい」ではなく「こうしたらどうなると思いますか」という言い方をし、当事者の思考を促し、最後の決定は当事者が下すように配慮します。

d アドバイスを与える状況と方法

法律に関するものと法律以外のものとに大別されます。

法律に関するアドバイスでは

調停者が法律の専門家でないこと

当事者が事件についてどこまで打ち明けているのか正確に判断しかねること

話し合いの信憑性が確かめられないこと
中立違反の恐れ

の理由からアドバイスは与えないが、代わりに調停者が専門家にたずねるか、当事者に弁護士と相談してくるよう勧める。

(4) 調停者に必要な能力と態度として

- a 中立でいること
- b 聞き上手、話させ上手になること
- c 理解力と分析力のあること
- d 批判や説教をしないこと
- e 忍耐強いこと
- f 臨機応変なこと
- g 冷静なこと
- h アイデアマンでいること
- i 諦めないこと

が挙げられます。

(5) 調停のテクニック

常に考えながら、当事者に質問したり、聞いたことの確認を取ったり、耳を傾けて話を聞くことをアクティブ・リスニング(傾聴)といいます。それには

(i) パラフレージング

話を聞いたらその要旨をまとめ、内容を変えずに言い換えることです。その基本は言葉の角をとる。

誰それといった特定の名前をできるだけ一般の言葉に言い換える。

感情的でなく、客観的表現に直す。

これを隣の会員と与えられたパラフレージ

ングのトレーニングを行いました。

講師の出題例を隣の会員が言い換えるのです。

(ii) リフレイミング

パラフレージングと同様、「言い換え」ですが、パラフレージングの作業の、聞く、角をとる、返すの3ステップですが、さらにリフレイミングでは「まとめる」作業が1つ増えることとなります。

(iii) オープン・エンデッド・クエスチョン

話たがらない人にはこちらから質問をして口を開かせるように努めます。口を開かない理由がほかにあるからかもしれません。

そんなとき調停者はそれとなく理由を探る努力が求められます。

(6) 状況の分析

何がトラブルの原因か、事件のどんな点が当事者にとって不愉快なのか、トラブルを収めるために、当事者は相手に何をして欲しいのかなどを考え、調停のテクニックをつかいつつながら、当事者の話を分析します。

a イシュー（事件の原因）とポジション（当事者の主張）を知る

イシューとポジションを見つけることは難しくありません。当事者の話しはほとんどイシューとポジションで占められているのが現実で、調停者は話しを聞きながら、繰り返される言葉や言い分を探ることによって簡単にそれを見つけることができます。

b イシューとポジションの確認

イシューとポジションが分かると、調停者はそれを当事者に伝え、調停者がそれらをはっきり理解しているかどうか、誤解していないか確認をとります。確認のタイミングとしては、当事者一方の状況説明が終わった後に行う方法と、両者が話し終わった後、一度にまとめて行う方法があります。

(7) ニーズを見つける

当事者のポジションが掴めたら、今度は、当事者がそのようなポジションを取る理由は何か、つまり何が不満でそのような主張をするのかを考えます。それがニーズの発見で

す。しかしニーズは簡単には発見されません。イシューやポジションと違って、当事者はニーズをほとんど口に出しませんし、当事者もよく分かっていないことが多いからです。ニーズの探し方としては、先の例のように、ポジションから何故そのような主張をするのか当事者に尋ねることです。その他、話し合いの時に当事者が繰り返した言葉や、必要以上に強調された表現、それを言ったときに見せた特別な表情と口調、ぽっともらった感情表現などからたどる方法もあります。

以上土地家屋調査士が境界鑑定を行う上で調停者としての心構えと役割、アドバイス、テクニック、状況の分析、双方のニーズを見つけることなど日頃の業務である境界確認にもそのまま当てはまる非常に関心のある興味深い研修でした。隣の席の人との与えられたテーマによるパラフレージングとリフレイミングの練習など実践的で、役に立つ研修だったと思います。

また他に予定があった本会杉山財務部長に他をキャンセルしてもらって本会の状況として「本会比例会費と互助会」をテーマに話をしてもらい、岩国支部会員の考えを聞いてもらいました。

今回出席者は18名/45名でしたが、研修とは日常業務に必ずプラスになることやしであると確信しております。次回は必ず出席される様、期待しております。以上



平成16年度山口支部研修会の報告

山口支部企画委員 平岡真二

第1回

平成16年8月21日(土)午後1時から午後5時まで山口県土地家屋調査士会館3階で、会員25名補助者2名が参加し電子基準点を利用したスタティック測量(静止測量)の研修会を行った。

内容は、GPS測量機器会社の講師によるスタティック測量(静止測量)の理論の研修の後、GPS測量機を実際に使用して基準点を設置するためには、事前にどのような調査・準備をすればいいのか、また基準点を埋設する場所の条件・基準点間の距離など選点をする上での基礎的な事項の説明の後、観測後の基線解析・点検計算・網平均計算の理論についての説明を受けた。講師による研修が終わった後は、次回予定のGPS測量機を使用して実際に測量するための選点作業を、参加した会員全員で今日の研修内容を参考にしながら行った。

第2回

(1日目)

平成16年10月23日(土)午前9時から午後5時まで、会員26名補助者3名が参加し公嘱協会山口支部協賛により、GPS測量機を使用しての基準点観測の研修会を行った。

最初の1時間は、GPS測量機器会社の講師によりGPS測量機の取扱の説明を山口県土地家屋調査士会館において受けた後、各グループに別れ山口市内13点に設置した基準点の観測を午前・午後各グループ2時間ずつ観測(GPS測量機設置の後にはただひたすら待つだけの2時間×2回)を行い、4時過ぎに



すべての観測が終了し、その後、美東町にある電子基準点の見学を行い宿泊先でその日の反省・親睦会を行った。

(2日目)

平成16年10月24日(日)午前9時から午後3時半まで、前日の観測データを基にした基線解析～網平均計算までをGPS測量機器会社の講師の説明を受けながら、解析・網平均計算ソフトがインストールされたパソコン4台を利用して行った。最初はインターネットを利用して、国土地理院のホームページ内にある電子基準点のデータをダウンロードし、合わせて前日観測したデータをパソコン内に取り込み、解析・網平均計算ソフトを実際に会員が交代で操作しながら基準点の成果表を作成するまでの研修を行った。

以上、山口支部の16年度のGPS研修会は両日とも好天に恵まれ無事終了しました。

宇部支部研修会報告

宇部支部企画委員 本光誠也

宇部支部は本年度第1回の研修としてGPSの技術研修を行いました。

日 時 10月17日～12月11日

場 所 宇部市、山陽町

研修内容 GPS（スタティック）測量

研修は、支部会員を3グループに分かれて基準点の選点 基準点の埋設 基準点観測 観測データの解析という流れで行いました。

まず選点・埋設をしましたが、基準点を設置する為の市などへの占用許可をとったり、埋設・観測する為の道路使用許可申請など、研修内容以外のことで各グループは苦労したようです。

次に各グループ一日ずつGPS測量を行いました。これはGPS観測の機械の操作は意外と簡単だったので問題なく、雨が降った日があって寒い思いもしましたがスムーズに進みました。

最後に3グループの観測データの解析を行いました。研修の中でこの解析が一番苦労しました。

長期間に渡る研修でしたが各会員・補助者の協力により予定どおりの日程で終わりました。今回の研修でGPS測量の作業内容は一通り理解できたと思います。と同時に土地家屋調査士はどのようにGPSを利用すればいいのかをこれから考えなければいけないと感じました。



平成16年度第2回下関支部研修会の報告

下関支部企画委員 秋里秀男

本年度第2回研修会を下関支部は下記要領にて行いました。前回はフリーソフトP f O X、とJ W Wを連携してどのようなことができるのか、そして実際に地積測量図の作成を試みたわけですが、時間の関係及びJ W C A D操作があまりわからないということで、きちんと作成できた方はいなかったのが現実でした。そこで今回は前回の復習をまじえながらJ W C A Dで文字や線の入力をはじめとした基礎的な使用法から測量データをもとに現況図などの作成をするのが目的です。

記

日 程 平成16年11月6日(土)
午後1時30分～4時

会 場 アクティブセンター(下関市長府扇町4-10)

内 容 『業務におけるフリーソフトについて』
第1回の復習とJ W C A Dの基礎、J W C A Dを使った現況図の作成

講 師 白 木 博 会員

参加者 会員12名、補助者7名 計19名



まずは講師白木先生より今回は特に詳しく丁寧にということでP f O X、P _ U t i l W、J W Wなどの構成と概要についての説明の後J W W操作説明(グループ・レイヤ、A U T Oモード、クロックメニューなど)P f O XとP _ U t i l W機能説明を丁寧に説明して頂きました。その後、ノートパソコンを持って来た方(10名)と一緒に実際に現況平面図の作成、建物図面の作成を行いました。途中、何回もできていない方はいないか確認しながら丁寧に詳しく進行して頂きましたので、一部不完全ながらもなんとか作成できたようでした。

前回の研修においてはJ W C A Dをほとんど使った事のない人にとっては全然ついていけなかったわけですが、今回は外郭となる構成そして概要の説明がありJ W C A Dの機能及び操作についても丁寧に根気強く説明して頂きましたので会員の皆様にもかなり理解できたものと思います。しかしながら今回の内容は基礎の基礎といえるものでありますので、あとは各会員が実際に何度も触れてみて、できれば実際の業務に少しでも活用することができればいいのではと思います。データの互換性も高く、電子納品の時代に向けてもっともっとフリーソフトを活用していければいいのではと思いました。

最後になりましたが、出席者全員に理解できるように根気強く丁寧に実演・講義をしていただきました下関支部会員 白木 博 先生に感謝し今回の研修会の報告といたします。

法律関連士業ネットワーク

第7回一斉共同相談会報告

報告者 無敵良和

平成16年11月11日（侍の日）に山口県土地家屋調査士会館に於いて士業ネットワーク無料相談会を開催しました。

平成15年度は土地家屋調査士会が担当会でありましたので、多数の会員に出席していただきましたが、本年度は不動産鑑定士協会が担当会のため、調査士会からは瀬口会長、藤野山口支部長、私（無敵）の3名のみでの出席で行いました。

私が担当した相談者は下関から来られた相談者で、偶然にも昨年に私が建物の新築の登記を行った際のお客さんでした。

相談内容は国土調査完了地域での隣接地主との境界紛争に関する相談であり、感情問題の話ばかりで、相談者の話を長い間（約1時間）話を聞いてみたものの、結局、技術的なアドバイスができるような内容ではないため、一般論で話をしてみたものの、たいした解決策をアドバイスできなかったのが残念でありましたが、まあ話を聞いてあげただけでも良かったのかと思っております。

尚、相談来場者人数と相談者地域別人数は下記の通りの結果でした。

相談来場者

団体名	相談員	相談来場者数		
		男	女	計
弁理士会	0	0	1	1
弁護士会	8	14	16	30
行政書士会	3	0	0	0
公認会計士会	2	0	0	0
司法書士会	11	5	6	11
社会保険労務士会	4	0	1	1
税理士会	4	0	2	2
土地家屋調査士会	3	1	2	3
不動産鑑定士協会	6	1	2	3
計	41	21	30	51

相談者地域別

山口市	25	宇部市	3	豊北町	1
防府市	4	下関市	1	日置町	1
小郡町	7	美東町	1	不明	4
周南市	1	阿東町	1		
萩市	1	阿知須町	1	計	51

毎年のことですが、弁護士会、司法書士会への相談件数が非常に多いのが、目立ちます。これら相談内容のほとんどが、「多重債務」「離婚問題」「相続問題」のようであります。

史跡めぐりin 広島・尾道

副会長 浦井義明

『日頃いわゆる“地べたを這いずり回るような”仕事をしている、我々土地家屋調査士が、今日は目線が水平より上にいく日...』

これは平成12年4月25日、山口会の伊能ウォークサポートの開始をレポートした文書の冒頭の部分です。

平成16年度の史跡めぐりは「伊能忠敬の偉業に触れ、地図が持つ歴史的、文化的意義を再認識しよう」というテーマのもと、平成16年10月16日、午前10時、広島県立美術館前に、会員並びに家族、補助者総勢74名が参集して、全国巡回している「アメリカ伊能大図里帰りフロア展」見学と歴史と古寺の町尾道の散策の開始をした。

4年前の全国の土地家屋調査士が総力を挙げてサポートした伊能ウォークの支援行事「伊能大図」展のその後、2001年に米国議会図書館で新たに「大図」207面が発見されました。これで明治初期に国土地理院の前身である陸軍参謀本部などにより複写されたものと米国で発見された複写図を原本としたデジタルデータを元に、沖縄を除く日本全土をカバーした縮尺36000分の1の実測図の彩色復元図が完成されました。

この日、県立美術館では、復元した伊能大図がフロアに並べて展示してあり、出迎えてくれた広島会の役員の方々とともに、まさに「地べたを這いずり回るようにして」伊能大

図を撫でたりさわったりしていました。

美術館に隣接する「縮景園」は、中国の杭州市の西湖を模し、山川の景、京洛の態、深山の致を庭の中に縮景して、広島藩主浅野長晟が約400年前に造ったものです。とりわけ池に架かる石造橋は、岩国市の清流錦川に掛かる「錦帯橋」の原典、明の帰化僧独立が所持していた『西湖遊覧誌』に挿図のあるものです。

歴史を遡ること400年前の「縮景園」「錦帯橋」、初秋の日本庭園の美しさに感銘した私は思わず、静かに、池面にしっとり内向する篠笛の独奏に浸っていました。

しばしの秋を満喫し、ホテルで昼食後、古寺が点在する街尾道へバス2台で向かった。尾道市では市内が一望、瀬戸内海の島々が眺めらる千光寺山、千光寺公園に行きました。ここでは各自自由行動、それぞれ興味のあるところを探索し、親睦交流を深めました。

陽も沈んだ、夕刻、県内各支部から参加者からは、来年も是非とも参加したい、次回は宿泊も兼ねた史跡巡りを、との嬉しい声を聞きながら、広島駅着で解散、広島県立美術館で解散した。

<http://www.shunan.net/video/shisekimeguri.wmv>

も見て下さい。



モンゴルへ行く（後編）

岩国支部 中島順一

○ ショッピング

明日帰国するため買い物に行く。まずカシミア工場の中にある売り場に行く。

カシミアのカーデガンを妻のために買う。佐々木さんが言うには、日本で買う1/3の値段だそうだ。色とか好みがあるのでリースの携帯で家に電話するが妻はいなかった。（家に帰り、好みが違うと言われ怒られた）

次に国营デパートへ行く。大きなデパートだ、なんでもありそうだ。

ここで岩国 YMCA の学園祭の時ゲルを建て、モンゴルの小物を売るため高瀬さんは、その品物の仕入れをする。私はメンバー全員に着てもらうため、MONGOLIA とプリントしてあるTシャツを買う。高瀬さんと話ながら買う。

ある人がカナダに行き、おみやげとして木彫りの熊の置物を買った。日本に帰りよく見たら、メイドインジャパンであった。あまりこみいったものは、よく見て買うよう話をした。

しかし失敗した。日本に帰りTシャツを1枚あけて裏返して下の方のタグを見ると、なんと取り扱いのご注意と小さな日本語で書いてある。Tシャツまで日本製なのと、思ってしまう。

あとでタンバさんに聞くと、米、野菜、果物等ほとんど中国から入ってくるようだ。モンゴルは標高が高く乾燥しているので、あまり作物ができないそうだ。

○ その他

ヤギをさばくところを一部始終みた。最初にかなづちで額を叩くと気絶する。

その後、腹の一部を手首がはいるだけナイフで切り、そこから喉元まで腕を入れ食道を

手で折ると死ぬ(?)次に毛皮と中の薄い皮の間に手首を入れはがしていく(ナイフを使うとキズがつくそうだ。)



次に内臓を全部取り出す。肝臓以外はみな袋に包まれており、血はまったくこぼれない。

(魚の内臓のように全部みんなつながっていた)肉と骨だけになり、背中に溜まっている血をプラスチックの茶碗ですくうと茶碗4杯分くらいしかなく意外と少ない。

内臓を取り出したヤギは、腹の中が空洞になり食べるところがあるのかと思うほど肉が無い。

足首も間接を逆に曲げると簡単に折れ、あとスジと皮をナイフで切った。

人間の親指くらいの内臓だけ犬に放り投げた。どうしてか聞くと、その部分は苦いそうだ。一部始終見たが、かわいそうとか、気持ち悪いと感じず、意外と冷静に観察できた。

ヤギはかなづちで叩いてさばいたが、牛はどうするのか聞くのを忘れた。

○ 私の感じたモンゴル

人口 260万人、内ウランバートルに120万人

面積 日本の4倍

宗教 チベット仏教

人口260万人は日本で言えば1つの県の人

口だ。その半分がウランバートルに住んでいる。

戦勝記念塔のある小山に登るとウランバートルが見渡せ中心部はコンクリートの建物だが郊外は山の上までゲルが建っている。近年の豪雪で家畜を無くした放牧民や、若者がウランバートルへ集まっているようだ。

道路の峠にはかならず小石を積んで青い布が巻きつけてあった。これはチベット仏教の特徴かもしれない。

私達が宿泊したホテルはウランバートルホテルであった。市内の官庁街にあり正面玄関にはレーニン像が建っていた。



部屋はスチームと扇風機はあったがクーラーは無かった。後から聞くと何処もクーラーは無いようだ。窓を開ければ乾燥しているため、涼しい風が入る。朝は10℃以下まで下がり寒い。ホテルの部屋にはカードがあり主要国の言葉で書いてあった。「お客様へ ウランバートルは水が不足しています。毎日 ガロンの水が必要です。お客様の判断でシーツ等毎日取替えなくてもよいとお考えのお客様は、このカードをベットのの上に置いて下さ

い。シーツの取替えはしませんがベットメイクはきちんとやりきす。」とかいてあった。私は2日に1回取り替えることにした。モンゴルの生活条件の厳しさを感じた。

ある日、日本レストランに行った。ラーメン600円 すき焼き500円である（モンゴル通貨で書いてある）お国事情であろう、肉はふんだんにあるが、麺は輸入であろう。私はカツ丼を食べるが味はもう少しだ。

私は日本語留学生に偏見を持っていた。新聞等により留学生として入国し、姿をくرامすというニュースをよく聞く。しかしノルジマさんは大きなビルの1階部分の4部屋を所有しておられたし、ダンバさん一家は郊外に別荘を持っておられた。



また、カナさんの妹さんは今年高校卒業し、医科大学に行くということで成績表を見せてもらった。卒業試験は100点、他の科目も100点と95点以上ばかりであった。（お母さんは医師の免許持っておられる）

このような優秀な人達が日本に留学していたのだと知った。クラブで留学生を支援すると言うので私達より苦しい生活をしていると思ったが大間違いであった。

モンゴルを統括すると、人それぞれであろうが私には合わない。自然以外、目新しいものがない。

思い出となるのは、モンゴルに滞在中、ずっと仕事を休み付き添ってくれたダンバさん親子と、ヘタな笛の音を聞いてくれたゲルの人達だ。感謝したい。今度モンゴルの人達が岩国にこられたら心のこもったお返しをしたい。

国指定史跡

「白須たたら遺跡」

萩支部 広石 勝

私の故郷である阿武郡阿武町大字惣郷に少し、知れ渡った史跡がある。

それが、白須川沿いにある国指定史跡「白須たたら遺跡」である。

最初に、“砂鉄の採取と運搬方法”について書くことにする。

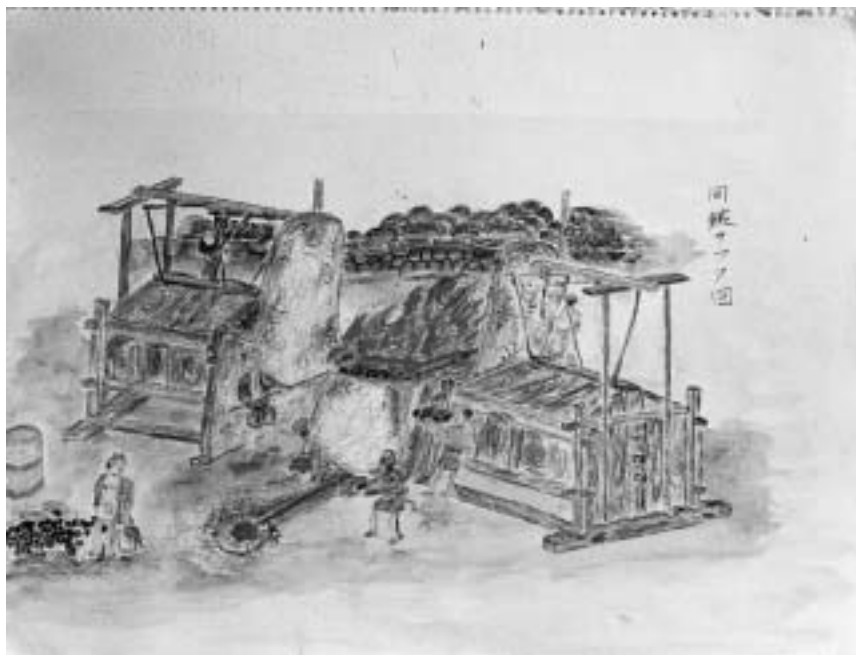
山砂鉄を豊浦郡阿川村（豊北町）で鉄穴（かな）流し〔山肌を切り崩し、土砂を溝に流して、比重選鉱により採取すること〕により、又、大津郡伊上村（油谷町）長門境川（長門市）では、浜砂鉄をそれぞれ採取し、船で阿武郡惣合村川尻（阿武町）へ運んだ。

次に、“白須山たたら”について書く。

炉に砂鉄と木炭を交互に入れて燃焼させ、

天秤ふいごで送風して高温にし、3昼夜連続で作業を続けて、2から3トンの鉄の固まりを造り出す。1回の操業で砂鉄を約10トン、木炭を約12トン使った。炉は1回ごとに取り壊し、中にできた鉄を取り出した。

最後に、この絵は東京大学が所蔵している「先大津阿川村山砂鉄洗取之図」から“鉄ヲフク図”を模写したもので、江戸時代のこの製鉄場の様子を描いている。20から30年前の白須山たたらの現地調査で、図に描かれている通りの遺構があったと言われるので、図に描かれていたことが本当であると証明されたそうである。



「禁煙ノススメ」

山口支部 和田祐二

この夏まで、私は一日3箱を越すヘビースモーカーでした。そして、健康のことを気にして禁煙を考えるような一般の喫煙者とは違い、一生吸い続ける「愛煙家」だと自負していました。だからこそ、これまで妻に何度か勧められても、子供が喘息ぜんそくになっても、禁煙など考えもしなかったのに、一冊の本（注）を読んだだけで、何の努力も我慢もなく、禁煙に成功してしまったのです。立派な愛煙家でしたから、「ちょっと休煙しているだけ」なんて中途半端な事は言いません。もう一生、タバコとはスッパリ縁を切ったのです。

禁煙してみて、実は私もできることならタバコを辞めたいと以前から思っていたことに気がきました。後ろめたい気持ちを隠しタバコを吸い続けるために、自分にも他人にも様々な嘘をついていたのです。タバコを吸わないでどうやってリラックスできるのか、風邪で喉が痛いときのタバコはまた格別、等々。禁煙に成功する自信がなくて、タバコは私にとって必要不可欠なものと思い込もうとしていたのでしょう。

しかし、この本を読み終えたとたん、目から鱗うろこが落ちたようにタバコのしがらみから開放されたのです。そして気がきました。タバコの煙より空気のほうがおいしいこと、タバコでリラックスするつもりが逆にイライラしていたこと、タバコの煙で周りに迷惑をかけていたこと。何よりも驚いたのは、禁煙には何の我慢もいらなかったのです。

私の感動体験を聞き、禁煙に成功した友人が何人もいます。工務店を営んでいる友人は「家は一生に一度の買い物。その大切なも

のを造る仕事を請け負っておきながら、啞えタバコで仕事をするととはなんと無礼なことをしていたものか」と気付いたと言います。残念なことに喫煙者の様々な身勝手さは、禁煙をしないと気付かないのです。歩きタバコをする私に妻は「餡がほしくて我慢できない子供みたい」と言っていました。愛煙家だった頃の私の態度を思うと、穴があったら入りたいほどです。

タバコから開放され、喫煙場所を探して歩く不自由さもタバコが吸えない時間の恐怖感も感じなくて済むようになりました。禁煙とは何と自由なことか！喫煙者のみなさんもできることなら禁煙したいと思っていませんか？本を一冊読むだけで、成功するのです。万が一成功しなくても読書をしただけのこと。何の損もないのですよ。勇気を出して是非ご一読を！ちなみに、私にこの本の存在を教えてくれた人物は「このまま最後まで読むと禁煙してしまうと怖く、半分しか読んでない」らしいのですが。

最後に愛煙家の皆さんに、例の友人の言葉をもうひとつ。「タバコがそんなにおいしく、いいものなら、まず自分の子供にあげるべきだ」

注 『読むだけで絶対やめられる 禁煙セラピー』
著者：アレン・カー K Kロングセラーズ発行

禁煙体験記～私の場合～

岩国支部 杉山浩志

本役員の中でも一番のヘビースモーカーであった和田理事が禁煙の本を読んで煙草をやめようとしているという話を聞いたのは、7月の初め頃、島根県で開催された中プロの総会に出席していた時のことでした。

どうやら彼が今、禁煙の本を読んでいるらしく、「1日3～4箱煙草を吸う僕がこの本を読んでやめられたら、誰でも禁煙できるよ。」と私に言った時には、本を読むだけではそんなことはまず無理だろうと思ったし、逆に「男が一旦煙草を吸うと決めたら、一生吸い続けなければ駄目だよ。そんな意志の弱いことではつまらん。」と、喫煙を勧める台詞を言ったような気がします。

ところが2週間くらい経って次の会議で彼に会った時に、なんと彼は本当に禁煙していたではありませんか！

そして私達が彼に煙草を勧めると、「皆が煙草を吸っているのが可哀想だと思う。」としみじみと言うのです。

会議の休憩時間には一番先に走って灰皿にたどり着き、最後の一人になるまで煙草を吸い溜めしていた彼にいったい何が起こったのか？私は、思わず彼に「禁断症状はないの？」と聞くと、「全くない。とても清々しい気持ち。もう二度と煙草を吸うことはない！」とこれまた、晴々した顔で断言されてしまいました。

半信半疑というか興味本位ではありましたが、和田理事のあまりの変貌ぶりに触発されて、すぐに本屋でその本を購入したのは、私だけではなかったようです。

120頁程度のその本は、読むのにはほとん

ど時間がかからず、煙草を吸いながら読んでくれと書いてあったので、比較的スムーズに入り込むことが出来ました。

なるほどねー、ホントかな？いや自分には無理なんじゃないの？でも万が一煙草を吸わない自分に変身できるなら、変わりたいなあと思いながら読み続け、残り頁が少なくなった頃、「さあ最後の1本を吸いましょう」というところにたどり着きました。が、「いやまだそのタイミングではない、もう少し考えよう、最後の1本にするにはまだ時間が必要だ。まだ1カートン買った残りの煙草もあるし、飲み会の行事も詰まっているし・・・」などと自分で言い訳しているうちに何日かが過ぎ、ついに1カートンの残りも無くなり、毎日1箱ずつ自動販売機で煙草をちまちまと買っている自分の姿がありました。

さらに、そんな日が何週間も過ぎ、続いていた飲み会の行事もひと段落し、ついに煙草を吸うのは今日で最後にしよう！と決意したのは、最初に本を読んで1ヶ月以上も経った9月8日の本部研修会の日でした。禁煙決断報告を和田理事にすると、なんと白木理事と富永理事も既にあの本を読んで禁煙したとのこと・・・「早く禁煙してこっちの世界においでよ」と二人にも勇気づけられ、その晩に最後1本を吸い、残りの頁を一気に読み終え、その後1本も吸うことなく現在に至っております。

私の場合、本だけで禁煙出来たかどうかという少し違うような気もします。本プラス実際に成功した3人に勇気もらい、実現出来たのだと思います。

禁煙してまだ3ヶ月位しか経っていませんが、もう二度と煙草を吸うことはないと思います。いや、正確に言うと、1本吸うとまた元の世界に戻るかもしれないが、そうなりたくない切望している自分がいるのです。

禁煙してすぐに良いと感じたことは、食事がゆっくりと美味しく味わうことができるようになったことです。今までは食後に煙草を早く吸いたいため、そんな余裕が無かったのだと思います。特に飲み物では、コーヒーがとても美味しく感じられるようになり、ささやかな幸せさえ感じます。今まではコーヒーを飲むというより、煙草を美味しく吸う為にコーヒーで喉をしめらせるという感じでしたからね。禁煙したことで家族にも喜ばれ、煙草やライターに縛られる生活も無くなり、健康面でも少しでもプラスにはなっているのではと思っています。確かに本に書いてあるとおり、禁煙したことで得ることはあっても、失ったものは無いようです。

禁断症状はないのか？と言われると、私の

場合、全く無いことはありません。以前ならこのタイミングで煙草を吸っているのと思うことがありますし、その時吸えない苦しさは少しはあるのです。しかし、それ以上に以前の煙草に縛られた生活に戻りたくないという強い意志があるから、だんだんそれも気にならなくなり、吸いたいと思う回数もかなり減ってきました。煙草を吸ってしまった夢も今まで4回見ましたが、この1ヶ月間はそれも見ておりません。

今では禁煙して本当に良かったと心から感じています。

最後に、このきっかけを作ってくれた和田理事と、勇気をくれた白木理事、富永理事に感謝致します。

山口会の愛煙家の皆さん、今吸っている煙草を消した後、次に火を付けなければそれで貴方もノンスモーカーになれますよ！一度「禁煙セラピー」を煙草を吸いながら読んでみては如何ですか。



禁煙セラピー 読むだけで絶対やめられる
アレン・カー（著）、阪本章子（翻訳）
出版社：KKロングセラーズ

1. 会員入会状況

	氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
	す わ ぁきら 諏 訪 智 (S 50 .12 27)	H 16 .11 .1	〒759 6317 豊浦郡豊浦町大字涌田後地 13番地6	(0837) 75 4285	(0837) 75 4285
	く どう じゅん いち 工 藤 純 一 (S 26 3 .7)	H 16 .12 .1	〒740 0018 岩国市麻里布町七丁目6番6 号	(0827) 23 5820	(0827) 23 5820
	ます だ まさ のり 益 田 正 規 (S 48 2 26)	H 17 .1 .11	〒753 0079 山口市糸米二丁目2番1号	(083) 922 7020	(083) 922 7030
	しら いし りゅう じ 白 石 龍 二 (S 45 .12 22)	H 17 .1 .11	〒755 0026 宇部市松山町二丁目3番1号	(0836) 35 7433	(0836) 35 7400
	やま ね かつ ひこ 山 根 克 彦 (S 50 9 27)	H 17 .1 .11	〒753 0036 山口市円政寺町1番6号	(083) 924 3618	(083) 924 3745

2. 会員脱会状況

支部	地区	氏名	脱会年月日	備考
岩国	岩国	久保田 義	H 16 .9 27	死亡
山口	山口	柴田 敏明	H 16 .10 26	死亡
宇部	宇部	武田 光夫	H 16 .11 30	廃業
宇部	宇部	原野 友一	H 16 .12 .9	脱会
周南	周南	龍角 克己	H 16 .12 21	廃業
山口	山口	森本 康博	H 16 .12 28	廃業
山口	山口	竹内 勤二	H 16 .12 29	脱会
岩国	岩国	是國 靖	H 16 .12 31	廃業
下関	下関	前田 博司	H 16 .12 31	廃業
下関	下関	中田 久男	H 17 .1 .2	死亡

訃 報



岩国支部 久保田 義 会員
 大正11年 8 月 4 日生 (享年82才)
 昭和53年 6 月14日入会
 平成16年 9 月27日逝去



山口支部 柴田 敏明 会員
 昭和24年 1 月13日生 (享年55才)
 昭和56年 5 月16日入会
 平成16年10月26日逝去



下関支部 中田 久男 会員
 昭和21年 6 月20日生 (享年58才)
 昭和44年12月 6 日入会
 平成17年 1 月 2 日逝去

謹んで哀悼の意を表し心よりご冥福をお祈りいたします

3 . 事務所住所変更

支 部	氏 名	変 更 年月日	変更事項	変 更 内 容	T E L	F A X
宇 部	渡 邊 行 樹	H16 .11 .1	事務所	〒755 0032 宇部市寿町二丁目7番5号	(0836) 33 5640	(0836) 33 5647
宇 部	澤 田 誠	H 9 .2 28	住 所	〒754 1215 吉敷郡阿知須町4248番地の1	(0836) 65-2040	
下 関	中 橋 明 弘	H16 .9 20	事務所	〒750 0321 豊浦郡菊川町大字上岡枝2289番地	(0832) 87 0515	(0832) 87 0666

4 . 合併に伴う登録事項変更

(大島郡久賀町・大島町・東和町・橘町 大島郡周防大島町)

支 部	会員氏名	変 更 年月日	変更事項	変 更 前	変 更 後
岩 国	平 井 敏 生	H16 .10 .1	住 所	大島郡久賀町大字久賀 4045番地の11	大島郡周防大島町大字久 賀4045番地の11
			事務所	大島郡大島町大字小松 1553番地の2	大島郡周防大島町大字小 松1553番地の2
岩 国	中 本 満 生	H16 .10 .1	住 所	大島郡橘町大字日前1961 番地の 2	大島郡周防大島町大字日 前1961番地の 2
			事務所	大島郡橘町大字土居1085 番地の 1	大島郡周防大島町大字土 居1085番地の 1

4. 合併に伴う登録事項変更

(大島郡久賀町・大島町・東和町・橘町 大島郡周防大島町)

支 部	会 員 氏 名	変 更 年 月 日	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
岩 国	角 田 和 芳	H16.10.1	住 所	大島郡橘町大字油良579番地	大島郡周防大島町大字油良579番地
			事 務 所	大島郡久賀町大字久賀8085番地1	大島郡周防大島町大字久賀8085番地1
岩 国	長 井 龍 夫	H16.10.1	住 所・ 事 務 所	大島郡橘町大字西安下庄1009番地の3	大島郡周防大島町大字西安下庄1009番地の3
岩 国	益 田 敏 夫	H16.10.1	住 所・ 事 務 所	大島郡大島町大字小松923番地	大島郡周防大島町大字小松923番地

(宇部市・厚狭郡楠町 宇部市)

支 部	会 員 氏 名	変 更 年 月 日	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
宇 部	埴 生 正 行	H16.11.1	住 所	厚狭郡楠町大字西万倉1780番地の6	宇部市大字西万倉1780番地の6
			事 務 所	厚狭郡楠町大字東万倉16番地2	宇部市大字東万倉16番地2

5. TEL・FAX等変更

支 部	氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
岩 国	井 上 哲 也	メールアドレス	dina@d1.dion.ne.jp	inoue-j@sky.icn-tv.ne.jp
周 南	三 浦 隆	F A X	0834-68-3630	0834-68-3612
山 口	本 間 正 幸	メールアドレス	新 規	honma@kyi.biglobe.ne.jp
下 関	白 木 博	メールアドレス	ren122@jcom.home.ne.jp	shiraki@chousashi.net

事務局在庫図書

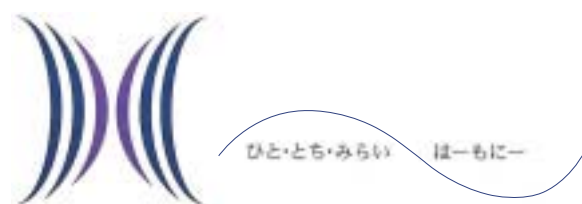
図 書 名	発 行	発 行 年 月	単 価	冊 数
不動産における諸問題			500円	3冊
土地境界鑑定手引書	日調連	H2年3月	1,200円	21冊
申請実務要覧	日調連	H6年6月	1,700円	1冊
土地境界鑑定マニュアル	大阪会	H9年10月	4,500円	2冊
GPS測量マニュアル	日調連	H10年11月	700円	24冊
表示登記研究叢書	札幌会	H12年7月	3,450円	2冊
土地境界基本実務叢書	日調連	H14年10月	8,400円	15冊

ご注文を希望される方は、事務局までお電話にて申込み下さい。

会務報告

開催日	会 務	場 所
16.8月25日(水)	財務部会	調 査 士 会 館
28日(土)	第3回 境界鑑定委員会連続研修会	ぱるるプラザ山口
29日(日)	他会研修会	神 奈 川 県
	司調共催囲碁大会	司 法 書 士 会 館
30日(月)	日調連 親睦ゴルフ大会	千 葉 市
9月1日(水)	「杭の日」無料相談会	山 口 市 ・ 宇 部 市 会 場
3日(金)	業務部会	調 査 士 会 館
4日(土)	「杭の日」無料相談会	防 府 市 会 場
8日(水)	第1回 本部研修会	ぱるるプラザ山口
	会報編集会議	調 査 士 会 館
9日(木)	土地家屋調査士業務に関するブロック会同	岡 山 市
10日(金)		
13日(月)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	調 査 士 会 館
14日(火)	比例会費検討委員会	調 査 士 会 館
	常任理事・支部長合同会議	調 査 士 会 館
18日(土)	日調連 境界鑑定指導者養成講座	東 京 都
19日(日)		
20日(月)		
21日(火)	業務部会	調 査 士 会 館
24日(金)	総務部会	調 査 士 会 館
28日(火)	拡大企画委員会	調 査 士 会 館
30日(木)	第4回 境界鑑定委員会	調 査 士 会 館
10月1日(金)	調査士政治連盟ブロック打合会	広 島 会 会 館
16日(土)	史跡めぐり	広 島 市 ・ 尾 道 市
23日(土)	他会研修会	岡 山 市
26日(火)	第1回 役員推薦委員会	調 査 士 会 館
30日(土)	第4回 境界鑑定委員会連続研修会	ぱるるプラザ山口
	西日本会長会議	別 府 市
11月5日(金)	紛争管理調停トレーニング	福 岡 市
6日(土)		
7日(日)		
6日(土)	中国ブロック事務局研修	広 島 市
7日(日)		
8日(月)	中間監査	調 査 士 会 館
	財務部会	調 査 士 会 館
11日(木)	山口法律関連士業ネットワーク共同一斉相談会	調 査 士 会 館
12日(金)	第5回 境界鑑定委員会	調 査 士 会 館
	中国ブロック役員会議	広 島 会 会 館
16日(火)	第2回 本部研修会	ぱるるプラザ山口
12月1日(水)	税制改正に伴う勉強会	調 査 士 会 館
8日(水)	業務部会	調 査 士 会 館
	土地家屋調査士試験合格証書交付式	山 口 地 方 法 務 局
13日(月)	財務部・比例会費検討委員会	調 査 士 会 館
18日(土)	第5回 境界鑑定委員会連続研修会	ぱるるプラザ山口
21日(火)	会報編集会議	調 査 士 会 館
	常任理事会	調 査 士 会 館

発 行 山口県土地家屋調査士会
〒753 0042 山口市惣太夫町2番2号
電 話 (083) 922 - 5975
F A X (083) 925 - 8552
ホ-ムページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
振 替 01590 - 5 - 11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 瀬口 潤二
広報担当副会長 西本 聡士
広 報 部 長 無敵 良和
理 事 富永 弘
" 藤本 精二
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamatyo@chousashi.net